



長岡国道事務所



湯沢町

平成25年11月21日

資料配布先

長岡市記者会
長岡地域記者会
魚沼記者会

本紙の投込みを以て解禁

記者発表資料

国道17号 湯沢町で初の道の駅「みつまた」オープン ～平成25年11月23日(土・祝) 13時開所～

- 平成25年11月23日(土・祝)13時に、湯沢町と北陸地方整備局長岡国道事務所が、一体型の道の駅として整備を進めてきた道の駅「みつまた」が開所します。
- なお、開所に先立ち、同日10時より開所式を執り行いますのでお知らせします。

開所日時 平成25年11月23日(土・祝) 13時

開所式典

日時:平成25年11月23日(土・祝) 10時から

会場:道の駅「みつまた」内

(新潟県南魚沼郡湯沢町大字三俣1000番地)

主催:湯沢町

内容:別紙1参照

- ・報道関係者及び一般の方は第2駐車場をご利用ください。
- ・開所式は一般の方もご見学頂けます。

【お問い合わせ先】

○開所式及び地域振興施設に関すること:湯沢町役場 地域整備課

[電話] 025-784-4852(直通) 地域整備課長 角谷 豊明

[FAX] 025-780-2293

○休憩施設に関すること:国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

[電話] 0258-36-4554(直通) 交通対策課長 上原 光太郎

[FAX] 0258-34-3186

開所式の概要

日時:平成25年11月23日(土・祝) 午前10時00分から10時50分

会場:道の駅「みつまた」内

(新潟県南魚沼郡湯沢町大字三俣1000番地)

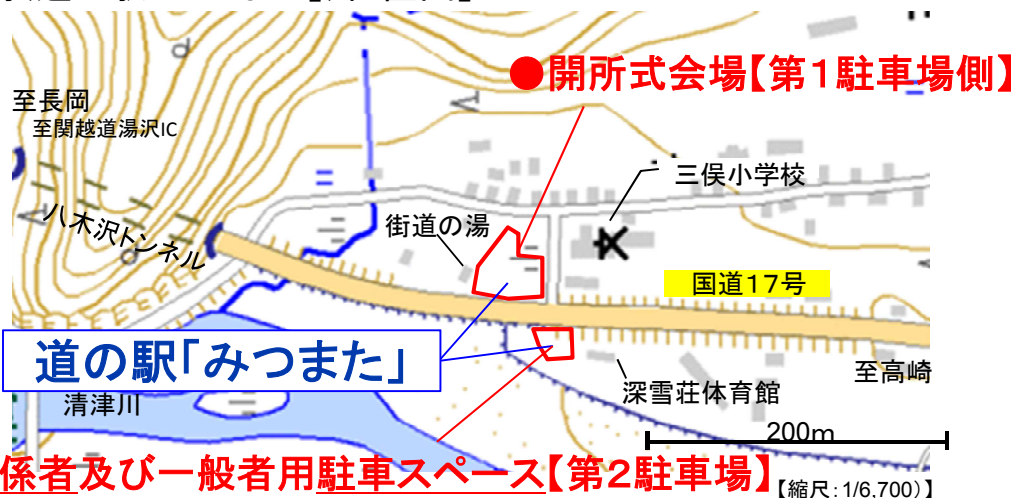
主催:湯沢町

～開所式の内容～

- 式辞等
- 事業概要報告
- 道の駅登録証授与
- テープカット

開所式の後、園地の滝や池への通水が行われます。
また、みつまた地区の名物でもある「けんちんもつ煮汁」
が振る舞われます。

【開所式会場(道の駅「みつまた」)位置図】



道の駅「みつまた」

【概要】

路線名: 一般国道17号

所在地: 新潟県南魚沼郡湯沢町大字三俣1000番地

設置者: 湯沢町

整備主体: 国土交通省、湯沢町

敷地面積: 約5,900m²

国土交通省(休憩施設) 約3,300m²

湯沢町(地域振興施設、園地) 約2,600m²

施設内容:

【国土交通省】

- 休憩施設(木造平屋建) 延床面積 141.38m²
 - 駐車場 17台(大型 3台、小型 13台、身障者用 1台)
 - トイレ 10器(男性用 5器、女性用 4器、多目的 1器)
 - 情報提供装置
 - 防災備蓄倉庫、非常用電源(H26年度整備予定)

【湯沢町】

- 地域振興施設(木造平屋建) 延床面積 252.71m²
 - 農産物等販売施設
 - ・販売品目: 農産物(山菜、きのこ、タケノコ、野菜、果物等)、加工品等、アウトドア用品、土産物一般
 - ・営業時間: 9時~18時
 - ・休業日: 毎週火曜日
 - 軽食テイクアウトコーナー
 - ・メニュー: けんちんもつ煮汁(名物)、麺類、コーヒー、手作りデザート等
 - ・座席数: 24席
 - ・営業時間: 9時~18時
 - ・休業日: 毎週火曜日
 - 温泉足湯施設
 - 指定管理者: 三俣未来まちづくり協議会
 - 園地 1,120m²
- その他 湯沢町防災計画において「一時避難所」に指定予定

整備経緯:

- H19年度 「道の駅」構想策定
- H21年度 事業化(国土交通省)
- H22年度 事業化(湯沢町)
- H25.10.11 道の駅に登録
- H25.11.23 開所式(オープン)

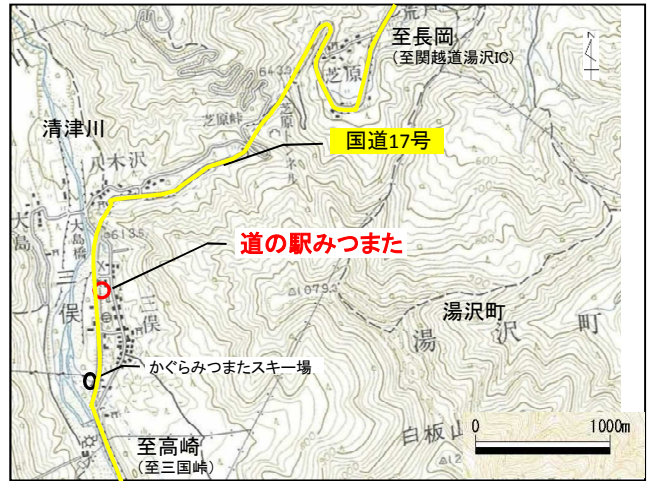
道の駅「みつまた」

【特徴】

- 立地: 「道の駅」みつまたは、関越自動車道湯沢インターチェンジからは約9kmに位置し、多くの人々が訪れるかぐらみつまたスキー場にも近く、関東方面からの町内・県内観光の玄関口として機能します。
また、当地区は豪雪地帯であり、冬期の交通の難所にもなっており、三国峠を越える道路利用者に対し、道路情報や気象情報をリアルタイムに提供します。



【広域図】



【詳細図(縮尺1/56,000)】

- 建物: 三国街道本陣「池田屋」(新潟県指定文化財)をイメージした建物であり、往事の風情を感じることができます。
- 園地と清流: 周囲の山々との一体感を演出した園地と清流(池)で、休憩したり、お子さんが遊んだりできます。
- 足湯: 建物内と建物外(ウッドデッキ部)に足湯が配置され、手軽に温泉気分を味わうことが可能です(※冬期は建物内のみ)。



【道の駅「みつまた」のイメージ】



「道の駅」について

1 目的

道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供および地域の振興に寄与することを目的とする。

2 機能

「道の駅」は、道路の沿線に駐車場やトイレなどの休憩機能と、道路情報や地域情報の発信機能、また、交流を促進する地域振興機能の3つを併せ持つ施設である。

3 登録要件

①休憩

◇駐車場

- ・24時間利用可能で、利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場

◇トイレ

- ・清潔で24時間利用可能なトイレ
- ・障害者用も設置

②情報発信

- ・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報等を提供

③地域の連携

- ・文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設

④設置者

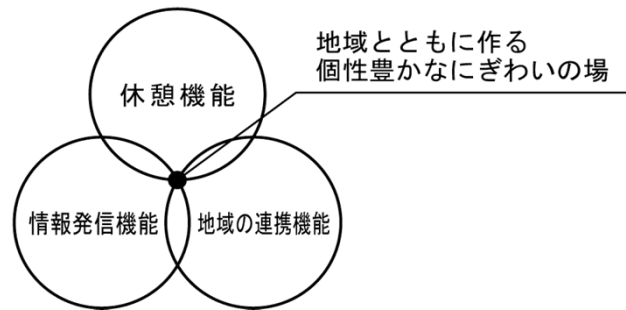
- ・市町村または市町村に代わり得る公的な団体 ※

※市町村に代わり得る公的な団体

イ. 都道府県

ロ. 地方公共団体が三分の一以上を出資する法人

ハ. 市町村が推薦する公益法人



⑤その他配慮事項

- ・施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー

4 登録

申請者：市町村長等

登録証の交付：国土交通省 道路局長

5 その他（道の駅の整備手法）

①一体型：道路管理者が整備する駐車場等と、市町村等が整備する地域振興施設が一体となって「道の駅」になるもの。

②単独型：市町村等が単独で駐車場、トイレ、地域振興施設を整備するもの。